news release

2025 年 9 月 30 日

お借入完済に伴う融資契約書類等の取扱いの変更について

当金庫ではこれまで、お客様のご返済によって契約が終了いたしました融資契約書類（金銭消費貸借契約証書等）につきましては、一律にご返却してまいりましたが、2025 年 11 月 1 日以降に契約が終了（完済）となる契約書類につきましては、一部を除き※ご返却せず、当金庫で一定期間（完済後 5 年間）保管し、期間経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更いたします。

なお、完済された契約書の返却をご希望されるお客様は、お手数ですが、取引店まで申し出いただきますようお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点などがございましたら、取引店までお問い合わせください。

※手形貸付、（根）抵当権設定、代理貸付にかかわる契約書類等については、取扱いに変更ございません。

以上

仙南信用金庫